

資料編

1 用語の説明

区分	用語	説明
あ行	愛の手帳	知的障害のある人の保護や自立更生の援助を図るとともに、各種のサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。障害の程度により1度～4度にわかれている（1度が最重度）。
	昭島市携帯メール情報サービス	災害情報や不審者情報などの情報について、携帯電話などに電子メール「重要なお知らせ(昭島市)」として配信するサービス。
	アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。
	医療的ケア	家族や看護師、研修を受けたヘルパー等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。
	インクルーシブ教育・保育	全ての子どもが教育制度一般から排除されることなく、人種や言語の違い、経済的な制約など、多様なニーズがあっても制約の少ない形で包括されるべきという教育理念で、保育にも適用される。
	NPO	Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。
か行	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づく地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合相談、専門相談及び成年後見制度利用支援事業や地域の実情に応じた業務を総合的に行う。
	教育・保育施設	学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）に規定する認定子ども園。

区分	用語	説明
か行	権利擁護	高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わって代弁したり、その財産を適切に管理するなど、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面で支援すること。
	合理的な配慮	<p>障害者権利条約第2条で定義されており、具体的には、「障害のある人が障害のない人と平等であることを基礎として、全ての人権・基本的自由を有し、又は行使できることを確保するための必要かつ適当な変更・調整」のことをいいます。</p> <p>障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。</p>
さ行	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の行動に援護を必要とする人。
	支援費制度	平成15年4月に導入された制度で、行政が障害のある人の利用するサービス内容を決定してきた措置制度を改め、障害のある人が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用すること。
	児童発達支援センター	障害のある児童や特別な配慮が必要と思われる児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などの発達支援を行うほか、家族への支援も行う。また、地域における中核的な支援機関として、地域の各機関と連携を図る中で、専門的な支援を行う療育支援施設。
	身体障害者手帳	身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となる。障害の程度により身体障害者手帳の等級は1級～6級にわかっている（1級が最重度）。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。障害の程度により1級～3級にわかっている（1級が最重度）。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、2年ごとに更新の手續が必要。

区分	用語	説明
さ行	成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（知的障害、精神障害のある人や認知症の高齢者など）の生命、身体、自由、財産などの権利を保護するための制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があり、財産管理や福祉サービスの利用などを行う。
た行	地域活動支援センター	障害のある人などが創作活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発などの事業や相談支援事業を実施する。
	通級指導学級	教育活動全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として、設置されている学級の形態。通常学級に在籍しながら、障害の改善などに関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して授業を受ける。
	特別支援学校	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校・ろう学校・養護学校は、特別支援学校となり、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。
	特別支援教室	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられている。区市町村の全ての小・中学校に設置し、児童・生徒の在籍校において、発達障害の程度等に応じて巡回指導教員が個別指導等を実施する。
な行	特例子会社	障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率を算定できることとされている。
	難病	発病の原因が不明であることや治療方法が確立していないなど後遺症を残すおそれのある病気のことをいう。経過が慢性的で単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きくなっている。
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
は行	発達障害	自閉症スペクトラム障害（従前の自閉症、アスペルガー症候群などを含む。）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の障害であって通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達

区分	用語	説明
は行		の障害並びに行動及び情緒の障害とされている。
	バリアフリー	障害のある人などが社会生活を行う際に妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いられている。
は行	ピアカウンセリング	ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。
	ピアサポート	障害のある当事者が仲間(ピア)である当事者に寄り添い支える活動。
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある人や乳幼児など特に配慮をする人(要配慮者)のうち、災害時等に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。
	福祉的就労	一般企業で就労が困難な障害のある人が、就労支援事業所で支援を受けながら働くこと。
	福祉避難所	災害発生時などに避難者のうち、集団での避難生活を送るには困難性のある要配慮者を一時的に受け入れ保護するために開設する施設。 昭島市は、保健福祉センター(あいぽっく)、朝日町・松原町・拝島町高齢者福祉センターの4か所を指定するとともに、民間施設6か所において、開設及び運営に関する協定を締結している。
	福祉有償移送	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、特定非営利活動法人や社会福祉法人などが、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、有償で行う個別運送サービス。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報補助音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補助するテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となっている。
ら行	ライフステージ	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階をいい、乳幼児期・学齢期・若者期・壮年期・老年期などに区分されている。
	療育	心身に障害のある乳幼児や児童について、早期に適切な治療 ^{支援} などをを行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。療は「医療」を、育は「養育・保育・教育」を意味している。
	レスパイト	障害のある人を家族の一員に抱える親・家族を一時的に一定の期間、障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。

